

## 議案第7号

### 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成21年2月13日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 四方 八洲男

#### 提案理由

新たに国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるとともに、同基金の処分事由を追加する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の  
一部を改正する条例

第1条 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例  
(平成20年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金」の右に「及び高齢者  
医療制度円滑運営臨時特例交付金」を加える。

第6条に次の2号を加える。

(3) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び関係市町村(京都府後期  
高齢者医療広域連合規約(平成19年規約第1号)第2条に規定する関  
係市町村をいう。以下同じ。)が実施する後期高齢者医療制度に関する説  
明会の開催並びに周知及び広報のための経費の財源に充てる場合

(4) 広域連合が事業計画を策定し、広域連合及び関係市町村において後期  
高齢者医療制度に関するきめ細やかな相談を実施するための体制整備を  
講じるための経費の財源に充てる場合

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改  
める。

第2条 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例  
の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「平成20年度」の右に「及び平成21年度」を、「平成  
19年条例第32号」の右に「。以下「後期高齢者医療条例」という。」を加  
え、「及び第10項」を「から附則第11項まで又は附則第18項」に改め、  
「財源」の右に「(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定  
等に関する政令(平成19年政令第325号。以下「国庫負担金算定政令」  
という。)第10条第1項及び第2項に規定する額を除く。)」を加える。

第6条に次の1号を加える。

(5) 平成21年度において、広域連合が、所得の少ない被保険者に対し、  
後期高齢者医療条例第14条第1項第1号の2の規定に基づき、保険料  
を賦課するための財源(国庫負担金算定政令第10条第1項に規定する  
額を除く。)並びに同条例第14条第3項及び第4項の規定に基づき、保  
険料を賦課するための財源に充てる場合

## 附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。